

令和6年2月1日

葬祭業者 各位

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合  
さくら斎場

予約システム及び斎場利用における一部変更について（お知らせ）

斎場予約システムの内容について一部変更を行いますので、ご連絡いたします。  
また、併せて施設備品の運用についても一部変更となります。主な変更内容は下記の通りです。

① システムの変更点

- (1) 死体埋火葬許可証の「許可証番号」の入力欄がなくなります。
- (2) 「斎場式場看板の貸出有無」が予約情報入力欄に追加されます。  
「有」「無」をシステムよりお選びいただくため、備考欄への記入は不要です。
- (3) 予約情報入力欄の「メール送信先」を「本予約申請」に名称変更します。  
※利用方法は従来通りとなります。  
変更前：メール送信先    管理者    送信しない  
変更後：本予約申請    する    しない
- (4) 霊安室予約を行った場合のみ、予約情報入力欄「葬家名」及び「葬家名カナ」が必須項目となります。

② 斎場式場看板の利用方法

看板の設置は、葬儀業者様にお願いします。

- (1) 看板の貸出  
葬家名の用紙（A3）を式場貸出しの際にお渡しします。  
看板は、業者にて倉庫（1階エレベータ脇）から所定の場所に移動し、用紙を差し込んでご利用ください。
- (2) 看板の返却  
看板は、倉庫にお戻しください。  
その際、葬家名の用紙（A3）を返却BOXに入れてください。
- (3) 看板の照明  
通夜式時の点灯及び消灯は、業者にて行ってください。  
（原則、午後4時30分～10時まで可）  
告別式時は、点灯しないでください。

③ 8寸香炉及び回し香炉の利用方法

- (1) 香炉は、灰を空<sup>から</sup>の状態<sup>で</sup>貸出します。
- (2) 灰振り器は、倉庫（1階エレベータ脇）に設置します。灰の入替えは、業者にて倉庫で行ってください。
- (3) 使用後は、香炉の灰を空<sup>から</sup>にし、きれいに清掃して元の場所にお戻しください。

（注意点）

灰振り器のまわりを掃除機で清掃してください。

ただし、掃除機は、儀式中や出棺の際等、他の式場利用に迷惑がかかる時間帯には使用しないでください。

ゴミは、お持ち帰りください。

④ 変更日時

- (1) 予約システム変更日時

令和6年2月5日 17時30分以降 の予約分から

（その時点で既にご予約いただいているものに関しても、適用されます。）

- (2) 式場看板及び香炉の利用変更日

令和6年2月6日 式場利用 から

※ 詳しくは、お問い合わせください。